



令和6年度
県税のしおり



山口県



目次

県の仕事と財政

県の財政	1
人口減少の克服に向け「3つの維新」をアップデート	2
税金の種類	4

県税のあらまし

県税収入	6
やまぐち森林づくり県民税	7
法人県民税（法人税割）の超過課税 ／eLTAX	8
個人の県民税	9
利子等に係る県民税	14
特定配当等・株式等譲渡所得に係る県民税	15
法人の県民税	16
法人の事業税	17
個人の事業税	19
地方消費税	20
不動産取得税	22
県たばこ税	24
ゴルフ場利用税	25
軽油引取税	26
自動車税（環境性能割・種別割）	27
鉱区税・狩猟税	33
産業廃棄物税	34
延滞金・加算金	35
令和6年度地方税制改正の概要	37

納税について

納税の猶予・県税の減免	39
納税の窓口	40
納める時期	42

税の窓口

国税の窓口・市町税の窓口	43
県税の窓口（県税事務所）	44
県税事務所の所在地	45

令和6年度当初予算は、「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現に向け、県外流出の著しい若者や女性の意識・ニーズを捉えた新たな施策を構築し、社会環境の変化や新たな課題に対応した効果的な施策展開を図る『人口減少の克服と本県のさらなる発展に確かな道筋をつける予算』と位置づけ編成しました。

I 人口減少の克服と本県の成長に向けた「3つの維新」の進化

人口減少の克服に向けた取組

若者や女性から聴取した意見等を踏まえ、少子化対策をはじめとする本県独自の新たな施策を構築するとともに、社会環境の変化や新たな課題に的確に対応するための必要な見直しを図り、「3つの維新」をさらに進化させます。

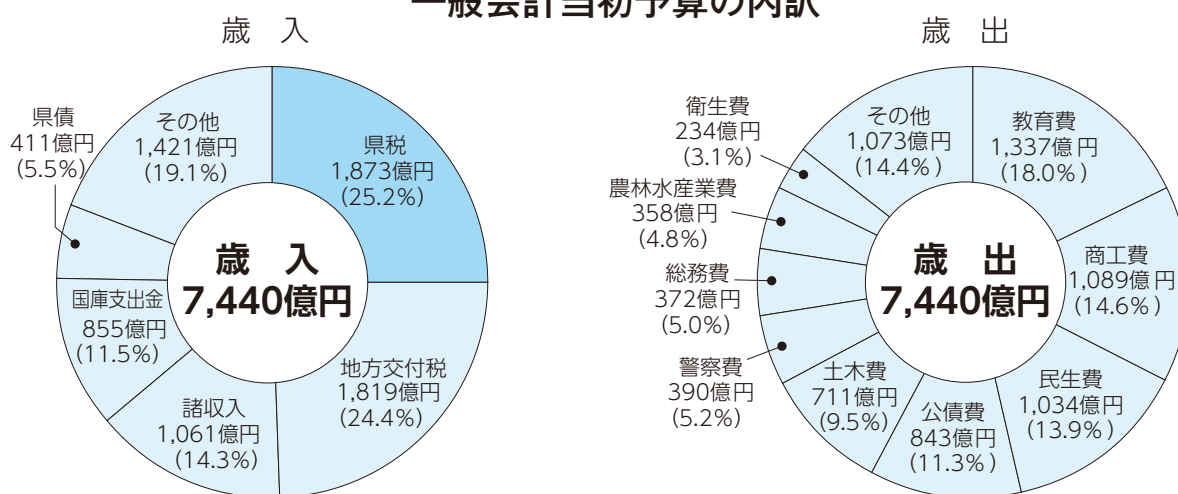
社会経済情勢の変化への対応

能登半島地震や近年の大雨等の自然災害への対応、新興・再興感染症危機への備え、物価高・賃上げへの対応など、現下の社会経済情勢に対応した取組を推進します。

II 持続可能な財政運営の推進

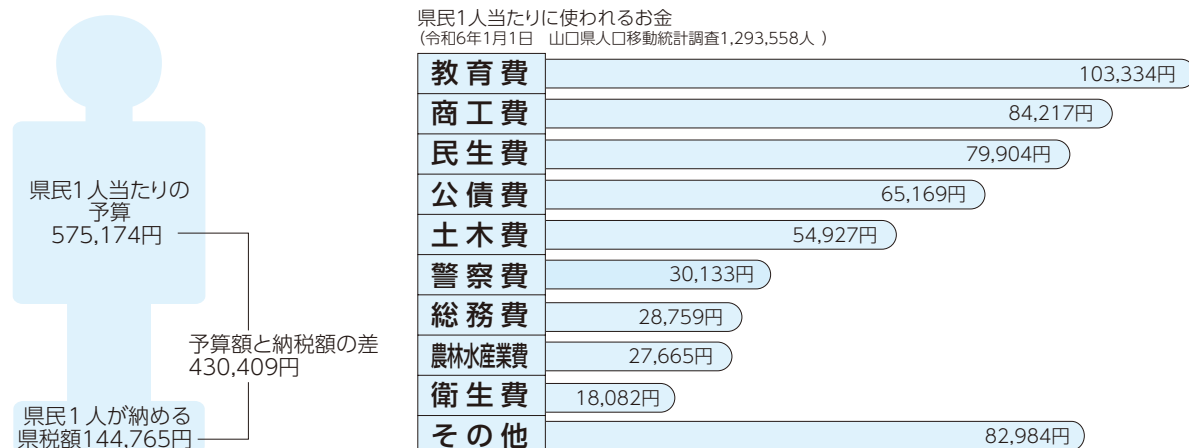
厳しい財政状況の中にあっても、少子化対策をはじめとする困難な課題に挑戦していくため、行政DXの推進による業務の効率化を図りながら、事業のスクラップ・アンド・ビルドや4つの政策目的基金の有効活用により、積極的な施策展開を図ります。

一般会計当初予算の内訳



※表中における計数は、1億円未満を四捨五入しています。構成比率は、項目ごとに四捨五入しています。

令和6年度一般会計当初予算は、約7,440億円で、県民1人当たり直すと約58万円となります。



※表中における計数は、1円未満を四捨五入しているため、合計と一致しません。

人口減少の克服に向け「3つの維新」をアップデート

I 人口減少の克服と本県の成長に向けた「3つの維新」の進化

1. 人口減少の克服に向けた取り組み

少子化対策の抜本強化

若者や女性の意見などを踏まえ、若い世代が安心して子どもを産み育てることができる社会環境づくりや、キャリア形成と育児・家事の両立を可能とする共育で社会の実現に向けた取り組みを強化します。

- ・第2子以降の保育料無償化【こども政策課】

第2子以降の3歳未満児の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けずに無償化を実施します。＜令和6年9月実施＞

- ・保育士の独自加配による保育の質の充実【こども政策課】

- ・不妊治療に係る経済的負担を軽減【こども政策課】

保険適用の生殖補助医療に係る自己負担分や生殖補助医療と併用した先進医療に係る費用を助成します。

- ・山口県もっと育休奨励金の創設【労働政策課】

「育児休業取得率100%」および「1か月以上の育休取得」を推奨する企業などに、奨励金を支給します。

- ・子育てしやすい職場環境づくりに取り組む企業等を支援【労働政策課】

テレワークなどの環境整備、育休からの職場復帰の支援等、企業などが行う育休取得や共育で職場環境づくりに対する補助金を交付します。

- ・共育をサポートする職場環境づくりに役立つサービスの創出を支援【労働政策課】

県外流出に歯止めをかける社会減対策の充実

若者や女性の県内定着、還流促進に向け、若者の価値観にあった労働環境の整備や子育て世代をターゲットとした移住支援策、魅力のある雇用の場の創出やインバウンド需要の取り込み、ふるさと山口への誇りと愛着を高める人づくりの取り組みを強化します。

- ・初任給等を引き上げる企業を支援【労働政策課】

- ・奨学金返還支援制度を創設する企業を支援【労働政策課】

賃金引き上げの実施または奨学金返還支援制度を新たに創設する県内中小企業などに対し、奨励金を支給します。

- ・「住まいのコンシェルジュ」の設置【中山間地域づくり推進課】

移住を希望する方向けに、住まいに関する相談体制の充実を図るため、「住まいのコンシェルジュ」を設置します。

・**県営住宅を活用した「お試し暮らし住宅」を整備【中山間地域づくり推進課】**

移住を希望する若者や子育て世帯の円滑な移住につながるよう、山口暮らしを体感してもらう「お試し暮らし住宅」を整備します。

・**半導体・蓄電池分野における研究開発の促進や販路拡大、人材確保・育成の取り組みを強化【産業政策課】**

・**再生医療等の分野の実用化・産業化を支援【イノベーション推進課】**

・**欧米豪市場への効果的なプロモーションなど、誘客促進の取り組みを強化【インバウンド推進室】**

NYタイムズの記事掲載による海外からの注目度の高まりや大阪・関西万博の開催など絶好の機会を生かし、外国人観光客の確実な取り込みを図るため、本県のさらなる認知度向上や受け入れ環境の充実に向けた取り組みを強化します。

持続可能な地域社会の実現

当面の人口減少に対応し、県民が豊かで幸せに暮らせる社会をつくるため、地域の維持・活性化につながる取り組みを充実・強化します。

・**スマート社会の実現に向けた先進的なデジタル技術を実装【デジタル政策課】**

若者が魅力を感じ、暮らしやすく、住み続けたいと思うスマート社会を実現するため、自動運転技術などの先進的なデジタル技術の実装を目指します。

・**山口きらら博記念公園の交流拠点化に向けた再整備【山口きらら博記念公園交流拠点化推進室】**

子どもから大人まで幅広い世代が集う「交流拠点」、県外の人に山口の魅力を感じ訪れてもらう「集客拠点」として、公園を再整備します。

2. 社会経済情勢の変化への対応

・**自然災害への対応**

令和6年能登半島地震や近年、頻発化・激甚化する大雨などの自然災害に対し、災害対応力を強化します。

・**新たな感染症危機への備え**

国や医療機関などとの連携のもとで、感染初期から迅速に立ち上がり、確実に機能する保健・医療提供体制を整備します。

・**物価高・賃上げへの対応**

現下の物価高に対して、物価の推移や賃上げなどの状況を踏まえた本県独自のきめ細かな追加対策を実施します。

Ⅱ 持続可能な財政運営の推進

少子化対策をはじめとする困難な課題に挑戦していくため、行政DXの推進による業務の効率化を図りながら、事業のスクラップ・アンド・ビルドや政策目的基金を有効に活用することで、積極的に施策を展開するとともに、プライマリーバランスに着目した持続可能な財政運営を図ります。

税金の種類

県の仕事と財政

国 税

直 接 税

所 得 税

…個人の所得(利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得の10種類に分けられています。)にかかります。

法 人 税

…株式会社・協同組合などの法人の所得にかかります。

相 続 税

…相続や遺贈によって財産を取得した人にかかります。

地 価 税

…大規模な土地等の所有者にかかります。(平成10年より当分の間、課税されません。)

贈 与 税

…贈与によって財産を取得した人にかかります。

特別法人事業税

…法人事業税の納税義務のある法人にかかります。

地方法人税

…法人税の納税義務のある法人にかかります。

復興特別所得税[※]

…所得税の納税義務のある人にかかります。

森林環境税

…国内に住所がある人にかかります。

間接税など

消 費 税

…物品・サービスの売上げや、輸入品にかかります。

酒 税

…酒・ビール・ウイスキーなどの酒類にかかります。

た ば こ 税

…たばこにかかります。

たばこ特別税

…たばこにかかります。

揮 発 油 税

…ガソリンなどにかかります。

地方揮発油税

…ガソリンなどにかかります。

石油ガス税

…自動車燃料用のプロパンにかかります。

航空機燃料税

…飛行機燃料にかかります。

石油石炭税

…原油及び輸入石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭にかかります。

印 紙 税

…契約書や受領書などを作成するときにかかります。

自動車重量税

…自動車の車検を受けるときなどに、自動車の重量に応じてかかります。

登録免許税

…不動産・船舶・会社などの登記や登録をするときにかかります。

電源開発促進税[※]・国際観光旅客税・とん税・特別とん税・関税

…電源開発促進税[※]・国際観光旅客税・とん税・特別とん税・関税

※復興特別所得税及び電源開発促進税は、目的税となっています。

税金の種類

普通税 税金の使いみちが特定されていない税金

目的税 税金の使いみちが特定されている税金

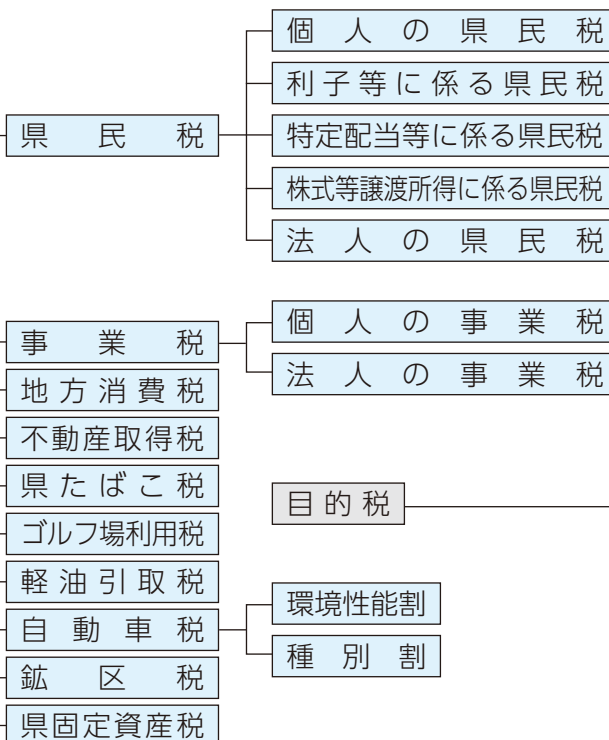
直接税 税金を納める人と実際に負担する人が同じ税金

間接税 税金を納める人と実際に負担する人が異なる税金

地方税

県 税

普通税

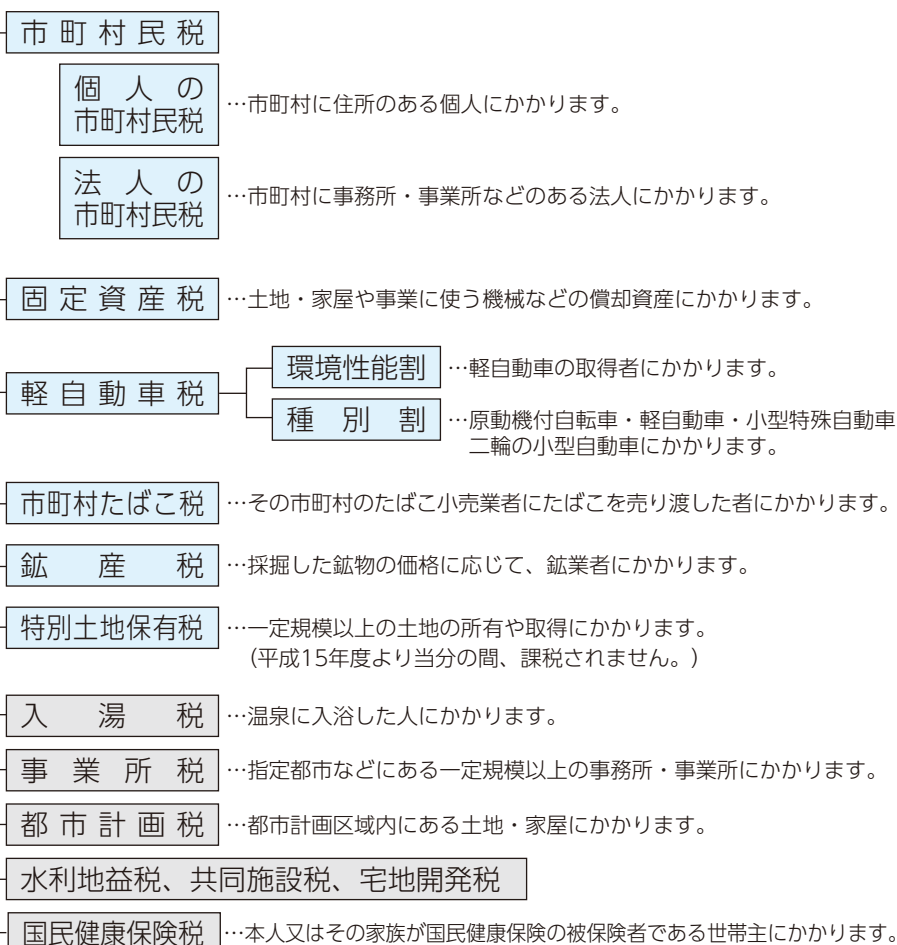


目的税



市町村税

普通税

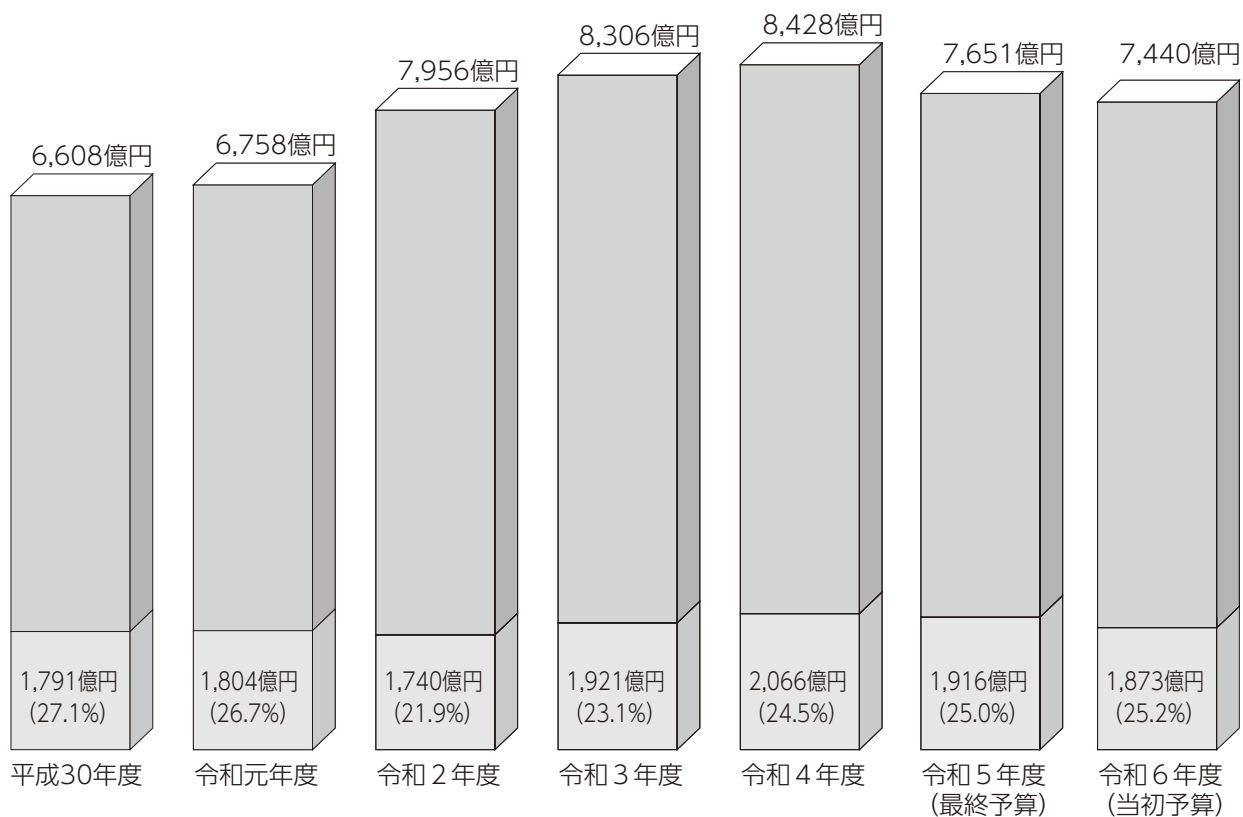


目的税

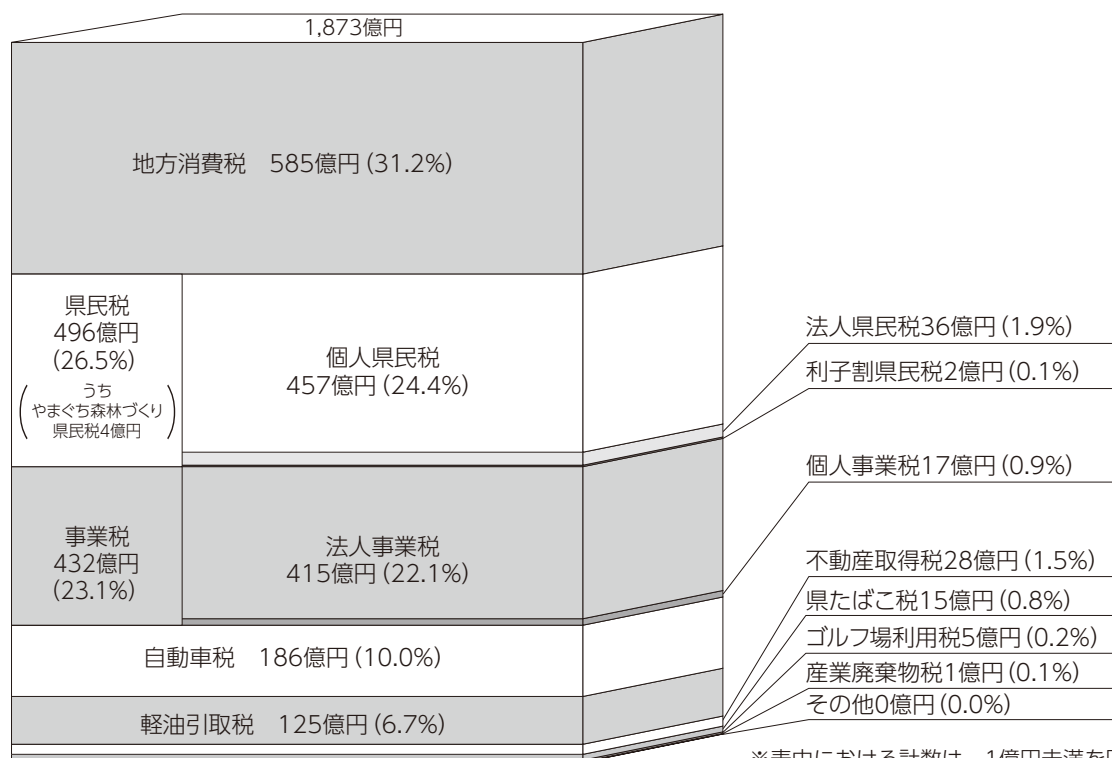
県税収入

県税のあらまし

歳入（一般会計）に占める県税収入の割合（決算額）



県税収入の内訳（令和6年度当初予算額）



※表中における計数は、1億円未満を四捨五入して、構成比率は、項目ごとに四捨五入しているため、合計と一致しません。

山口県では、手入れが行き届かず荒廃が深刻化する森林を、健全な姿で次の世代へ引き継ぐため、森林の整備を目的とした「やまぐち森林づくり県民税」を平成17年度に導入しています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

やまぐち森林づくり県民税のしくみ

やまぐち森林づくり県民税は、県民税均等割額に一定額を加算して納めていただきます。

納める方	【個人】 県内に住所がある方、県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方 【法人】 県内に事務所、事業所を有する法人等
納める額 (加算する額)	【個人】 年額： 500円 【法人】 年額： 1,000円～ 40,000円（均等割額の5%相当額）
実施期間	【個人】 平成17年度分から令和6年度分までの間 【法人】 平成17年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度分

※詳しくは、個人については9ページを、法人については16ページをご覧ください。

やまぐち森林づくり県民税の使途

荒廃森林や繁茂竹林の整備を行うとともに、地域課題に柔軟に対応した森林整備や森林づくり活動を支援します。

森林機能回復対策

- 手入れが行き届かず荒廃し、森林機能の低下したスギ・ヒノキ人工林を整備

繁茂竹林対策

- 繁茂、拡大した竹林の伐採及び再生竹の除去、広葉樹の植栽等により、自然林への回復を誘導

地域が育む豊かな森林づくり

- 中山間地域の元気を創出するため、集落周辺の里山を明るく見通しの良い森林へ誘導する取組を支援
- 地域課題に柔軟に対応できるよう、市町等が独自に取り組む多様な森林整備を支援

地域の森林づくり活動の強化

- 地域活動の中核となる指導者の育成・確保
- 市町、団体等が行う森林ボランティア活動や、地域の子供たちなどを対象に実施する森林づくり活動、森林環境教育等に対する支援

県民参加の森林づくり

- 森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性、これを支える県民税関連事業の重要性に関する普及啓発活動

法人県民税(法人税割)の超過課税／eLTAX

県税のあらまし

超過課税の概要

県では、社会福祉及び教育・文化・スポーツ施策の充実を図るため、法人県民税の法人税割について超過課税を実施しています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

超過税率	令和元年10月1日以後に開始する事業年度：1.8%
適用期間等	令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割
適用要件	次の①から③のいずれかに該当する場合、超過課税が適用されます。 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 保険業法に規定する相互会社 ③ 法人税割の課税標準となる法人税額が年1千万円（仮決算による中間申告の場合は5百万円）を超える法人

※適用要件に該当しない場合は、以下の税率（標準税率）が適用されます。

・令和元年10月1日以後に開始する事業年度：1.0%

eLTAXについて

地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる法人県民税・法人事業税等、個人県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）の電子申告・電子納税、電子申請・届出を行うことができます。また、令和5年10月から地方たばこ税、ゴルフ場利用税の電子申告・電子納入を行うことができます。

もっと詳しい情報はホームページへ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



◆地方税共同機構とは

納税義務者等の利便の向上並びに地方税に関する事務の合理化に寄与することを目的として設立された地方共同法人です。

この税金は、県の仕事に必要な経費を広く県民の皆様に負担していただくために設けられているものです。市町民税とあわせて住民税と呼んでいます。

個人の県民税

- 【納める人】 毎年1月1日現在
- 県内に住所がある個人……………均等割と所得割
 - 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有するが、その事務所等がある市町内に住所のない個人……………均等割

均等割	1,500円（うち、やまぐち森林づくり県民税分500円（7ページをご覧ください。））
所得割	一律 $\frac{4}{100}$

注）一定の要件を満たす場合に、令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税が行われます。

所得割額の計算例

$$\left(\begin{array}{c} \text{前年の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{必要経費(事業専従者控除を含む。)} \\ \text{給与所得控除(給与所得者の場合)} \end{array} \right) - \text{所得控除額} = \text{課税所得金額}$$
$$\text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

（注）退職所得などは、別の方法で計算されます。

【給与所得控除】

給与収入の金額（年収）		控除額
～162万5千円以下		55万円
162万5千円超～	180万円以下	給与の収入金額×40%－10万円
180万円超～	360万円以下	給与の収入金額×30%＋8万円
360万円超～	660万円以下	給与の収入金額×20%＋44万円
660万円超～	850万円以下	給与の収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

（注）一定の要件に該当する場合、所得金額調整控除の適用があります。

（注）給与所得控除額は千円未満を切り捨てます。

【専従者控除】

青色事業専従者……支払給与額
白色事業専従者……50万円（配偶者の場合には86万円）まで

【所得控除】

項 目	控 除 額
雑 損 控 除	① (損失額－保険料などにより補てんされた金額)－合計所得金額 $\times\frac{1}{10}$ ② 損失の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ③ ①、②のうちいずれか多い金額
医 療 費 控 除	① (医療費－保険などにより補てんされた金額)－(合計所得金額 $\times\frac{5}{100}$ 又は(10万円のいずれか低い金額)) (限度額200万円) ② (支払った特定一般医薬品等購入費－保険等による補てん額)－12,000円 (限度額88,000円) ③ ①、②のいずれかを選択
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除 ① 支払った(一般)生命保険料に応じて一定額を控除(最高限度額2.8万円) ② 支払った介護医療保険料に応じて一定額を控除(最高限度額2.8万円) ③ 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除(最高限度額2.8万円) (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除 ① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除(最高限度額3.5万円) ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除(最高限度額3.5万円) ※各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。
地震保険料控除	次により計算した金額 ① 地震保険 支払った地震保険料 $\times\frac{1}{2}$ (25,000円が限度) ② 長期損害保険(平成18年12月31日までに締結したもの) 長期契約の保険料のうち5,000円までの部分の全額と5,000円を超える部分の金額の $\frac{1}{2}$ (10,000円が限度) ①+②=地震保険料控除額(最高25,000円)
障 害 者 控 除	26万円 (特別障害者控除は30万円 (同居特別障害者控除は53万円))
寡 婦 控 除	26万円 (前年の合計所得金額が500万円以下で、ひとり親控除の要件に該当しない寡婦)
ひ と り 親 控 除	30万円 (前年の合計所得金額が500万円以下で、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者)
勤 労 学 生 控 除	26万円
配 偶 者 控 除	最高33万円 (納税者本人の合計所得金額に応じて減額されます。)(老人(70歳以上)配偶者を有する場合は38万円)
配偶者特別控除	最高33万円 (納税者本人及び配偶者の合計所得金額に応じて減額されます。なお、配偶者控除を受けた場合は適用されません。)
扶 養 控 除	扶養親族が16歳以上19歳未満の場合…………… 33万円 扶養親族が19歳以上23歳未満の場合…………… 45万円 扶養親族が23歳以上70歳未満の場合…………… 33万円 扶養親族が70歳以上の場合…………… 38万円 扶養親族が同居の70歳以上の直系尊属の場合…………… 45万円
基 礎 控 除	最高43万円 (合計所得金額に応じて減額されます。)

【調整控除】 税源移譲に伴う所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人県民税所得割額から一定の金額を控除します。

○控除する金額

- 課税所得金額が200万円以下の者
「人的控除額の差の合計額」と「課税所得金額」のいずれか小さい額の2%
- 課税所得金額が200万円を超える者
 $\{\text{人的控除額の差の合計額} - (\text{課税所得金額} - 200\text{万円})\}$ (この金額が5万円を下回る場合は5万円) の2%
(注) 合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用がありません。

【税額控除】 配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別税額控除があります。

【寄附金税額控除】 地方公共団体（都道府県・市区町村）又は住所地の都道府県共同募金会若しくは日本赤十字社都道府県支部に対し、年間で2,000円を超える寄附をされた場合、その超える金額の10%に相当する金額が個人住民税（所得割）から控除されます。また、県が条例により指定した寄附金を寄附された場合も同様に寄附金税額控除の対象となります。

なお、ふるさとに対し、貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体（都道府県・市区町村）に対する寄附金については、個人住民税の寄附金税額控除が拡充されています。（ふるさと納税）

（詳しくは13ページをご覧ください。）

【住宅借入金等 特別税額控除】

所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額がある方は、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けることができます。

- 平成21年から令和7年12月31日までの入居者が対象になります。
- この制度は、年末調整や確定申告書に必要事項を記載することにより適用を受けられますので、別途申告する必要はありません。

【申告と納税】

- 3月15日までに1月1日現在の住所地の市町に申告書を提出しなければなりません。
- 所得税の確定申告書を提出した人や給与所得のみの人は申告書を提出する必要がありません。(所得税の確定申告書を提出する場合には、「住民税・事業税に関する事項」の欄の該当事項は必ず記入してください。)
- 市町から送付される納税通知書(納付書)により、6月、8月、10月、1月の年4回市町住民税と併せて納めます。ただし、給与所得者は、7月から翌年5月までの11回に分けて、給与から天引きされます。

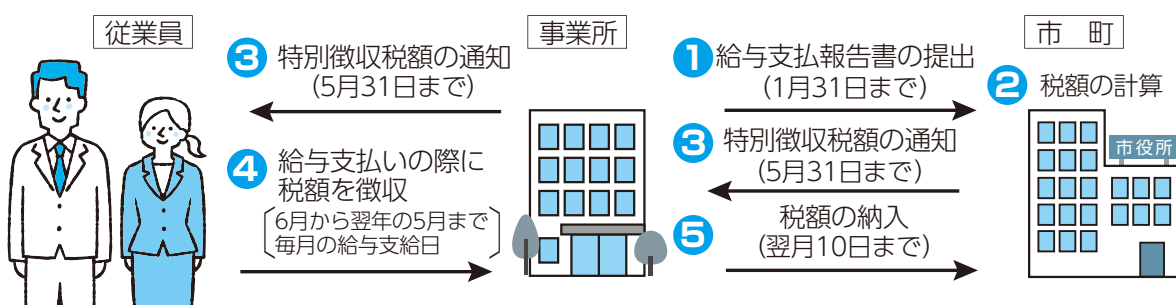
【個人住民税の 特別徴収】

- 個人住民税(個人市町村民税と個人県民税)の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収(引き落とし)し、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

★ 個人住民税は特別徴収で納めましょう! ★

山口県内の全ての市町では、個人住民税の特別徴収をまだ実施されていない又は一部未実施の事業主の方に特別徴収義務者の指定の連絡を行っていきます。

特別徴収の方法による納税のしくみ



※手続きの詳細は、給与支払報告先の各市町住民税担当課までお問い合わせください。

■地方公共団体に対する寄附金税制（ふるさと納税）

ふるさと納税とは、「ふるさとを応援したい、お世話になった地域に貢献したい」という納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体（都道府県・市区町村※）に対する寄附金について、一定の限度額まで所得税・住民税の軽減を受けることができる制度です。

なお、軽減を受けるには、税務署で確定申告を行う必要がありますが、確定申告が不要な給与所得者等については、確定申告を省略できる場合があります。

※ 総務大臣がふるさと納税（特例控除）の対象として指定した団体に限ります。

【控除額】

- 個人の方が都道府県や市区町村に対し、年間で2,000円を超える寄附をされた場合、次の①と②の合計額が個人住民税（所得割）から控除されます。（寄附先の地方公共団体は、自由に選択できます。）

$$\textcircled{1} \quad \left(\text{地方公共団体に対する寄附金}^{(\ast 1)} - 2,000\text{円} \right) \times 10\%$$

$$\textcircled{2} \quad \left(\text{地方公共団体に対する寄附金}^{(\ast 1)} - 2,000\text{円} \right) \times \left(90\% - \text{寄附者に適用される所得税の限界税率} \times 1.021^{(\ast 2)} \right)$$

②の額については、個人住民税所得割の額の2割を限度

※1 対象寄附金は、地方公共団体に対する寄附金とそれ以外の寄附金（住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社都道府県支部に対する寄附金及び県が条例により指定した寄附金）と合わせて総所得金額等の30％が上限

※2 所得税と復興特別所得税の合計税率を算出するため。合計税率（％）＝所得税率（％）×102.1％

【確定申告の省略】

- 下記の要件を全て満たす方は、申請により確定申告を省略できます。

- ① ふるさと納税による寄附先が5団体以内である方
- ② 所得税法上、確定申告の義務がない方
- ③ 寄附金控除以外に申告の予定がない方



つながる。やまぐち応援寄附金

～ふるさと山口県への思いを、ふるさと納税を通じて形にしてみませんか～

山口県では、「つながる。やまぐち応援寄附金」として、ふるさと納税の寄附を受け付けています。寄附の使いみちは、「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの政策から選択することができます。

- 産業振興による雇用の創出
- 次代を担う人材の育成と新たな人の流れの創出・拡大
 - ・県立学校指定寄附
 - ・パラアスリート応援
- 結婚・妊娠・出産、子育ての希望を叶える環境の整備
- 時代に対応した持続可能な地域社会の形成

ふるさと納税を通じて、山口県の魅力をより多くの方に知っていただき、本県の活力を生み出す取組につなげていくため、本県の特産品等をお礼の品としてお選びいただける寄附も受け付けています。

なお、お礼の品の提供は、山口県外にお住まいの方からの寄附に限ります。

また、お礼の品の提供を希望しない寄附も可能です。

ふるさと納税を通じて、山口県の取組の応援をよろしくお願いします。

詳しくは、山口県ふるさと納税Webサイトをご覧ください。

[つながる。やまぐち応援寄附金](#)

検索

◎寄附の申込み、お問い合わせは…山口県税務課 TEL083-933-2275

利子等に係る県民税

【納 め る 人】 県内の金融機関などから利子などの支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

【納 め る 額】 支払いを受ける利子等の額 $\times \frac{5}{100}$

(所得税及び復興特別所得税として別に15.315%が課税されます。)

【課 税 対 象】 一般公社債及び預貯金の利子のほか定期積金、抵当証券、金投資口座、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。

【非 課 税】 身体障害者、寡婦年金の受給者、遺族基礎年金を受給する妻等に対しては、次のような非課税制度があります。

- 少額預金非課税制度 (マル優) …… 350万円
- 少額公債非課税制度 (特別マル優) 350万円

勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次のような非課税制度があります。

- 財産形成住宅貯蓄 } …………… 合計で550万円
- 財産形成年金貯蓄 }

【申告と納税】 金融機関などが毎月10日までに前月分をまとめて申告し、納税します。

【そ の 他】 利子等に係る県民税のうち、事務費を控除した額の $\frac{3}{5}$ が市町に交付されます。

特定配当等に係る県民税

【納 め る 人】 上場株式等の配当等の支払いを受ける個人が、その上場企業などを通じて納めます。

【納 め る 額】 $\text{支払いを受ける特定配当等の額} \times \frac{5}{100}$

(所得税及び復興特別所得税として別に15.315%が課税されます。)

【課 税 対 象】 上場株式等の配当等のほか、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債等の利子等及び特定口座外の割引債の償還金に係る差益金額も含まれます。

【申告と納税】 上場企業などが支払った月の翌月10日までにまとめて申告し、納税します。

【そ の 他】

- 確定申告等を要しません。
- 確定申告をした場合には、県民税の所得割として課税され、所得割額から既に納めた配当割相当額が控除されます。
- 特定配当等に係る県民税のうち、事務費を控除した額の $\frac{3}{5}$ が市町に交付されます。

株式等譲渡所得に係る県民税

【納 め る 人】 証券会社の源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）において、上場株式等による譲渡益等の支払いを受ける個人が、その証券会社などを通じて納めます。

【納 め る 額】 $\text{支払いを受ける譲渡益等の額} \times \frac{5}{100}$

(所得税及び復興特別所得税として別に15.315%が課税されます。)

【課 税 対 象】 源泉徴収口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡益又は源泉徴収口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益

【申告と納税】 証券会社が、源泉徴収口座内の年間分を一括して翌年の1月10日までにまとめて申告し、納税します。

【そ の 他】

- 確定申告等を要しません。
- 確定申告をした場合には、県民税の所得割として課税され、所得割額から既に納めた株式等譲渡所得割相当額が控除されます。
- 株式等譲渡所得に係る県民税のうち、事務費を控除した額の $\frac{3}{5}$ が市町に交付されます。

法人の県民税

- 【納 め る 人】 ● 県内に事務所、事業所を有する法人※…………… 均等割と法人税割
 ● 県内に事務所、事業所を有しないが、
 寮、宿泊所、クラブなどを有する法人※…………… 均等割
 ※法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含みます。

【納 め る 額】 均等割 (年額)

法人の区分		県民税均等割額	やまぐち森林づくり県民税	納付する額
● 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもの ● 公共法人及び公益法人等 ● 一般社団法人及び一般財団法人 ● 人格のない社団等 ● 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		20,000円	1,000円	21,000円
資本金等の額を有する法人	資本金等の額 1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円
	資本金等の額 1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円
	資本金等の額 10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円
	資本金等の額 50億円超	800,000円	40,000円	840,000円

(注) 資本金等の額…地方税法第23条第1項第4号の2に規定する資本金等の額
 (上記資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額を下回る場合、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額が税率区分の基準になります。)

公 共 法 人…法人税法第2条第5号に規定する公共法人

公 益 法 人 等…地方税法第24条第5項に規定する公益法人等

(公共法人及び公益法人のうち、地方税法で非課税となるものは除きます。また、独立行政法人で収益事業を行うものは、資本金等の額に応じて均等割が課されます。)

人格のない社団等…法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの

※やまぐち森林づくり県民税については、7ページをご覧ください。

法人税割

区 分	税 率
	R1年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 保険業法に規定する相互会社 法人税額が年1,000万円を超える法人	$\frac{1.8}{100}$ 法人税額の
上記以外の法人等	$\frac{1.0}{100}$ 法人税額の

※超過課税を実施しています。(8ページをご覧ください。)

- 【申告と納税】 法人等が申告と同時に納税します。
 確定申告……………事業年度終了の日から2月以内 (一定の理由により申告納付期限は、延長される場合があります。)
 中間(予定)申告…事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内

この税金は、事業を行う場合には、道路などの公共施設を利用し、また、各種の行政サービスを受けることから、その経費の一部を負担していただくという考え方により設けられているものです。

法人の事業税

【納める人】 県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、収益事業を行っているものは法人とみなします。）

【納める額】

法人の種類	課税標準	税率	
		R2年4月1日からR4年3月31日までに開始する事業年度	R4年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人)	所得割	年400万円以下の所得	0.4%
		年400万円～800万円の所得	0.7%
		年800万円を超える所得	1.0%
		軽減税率不適用法人*	1.0%
	付加価値割	1.2%	
普通法人 (外形標準課税法人を除く) 公益法人等 人格のない社団等	所得割	年400万円以下の所得	3.5%
		年400万円～800万円の所得	5.3%
		年800万円を超える所得	7.0%
		軽減税率不適用法人*	7.0%
	特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得割	3.5%
電気供給業（小売電気、発電事業を除く） ・導管ガス供給業・保険業を行う法人	収入割	年400万円を超える所得	4.9%
		軽減税率不適用法人*	4.9%
電気供給業 (小売電気、発電事業)を行う法人	資本金1億円超の法人	付加価値割	0.37%
		資本割	0.15%
		収入割	0.75%
	資本金1億円以下の法人	所得割	1.85%
		収入割	0.75%
特定ガス供給業を行う法人(地方税法第72条の2第1項第4号に定めるもの)	付加価値割	—	0.77%
	資本割	—	0.32%
	収入割	1.0%	0.48%

*軽減税率不適用法人とは、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人をいいます。

特別法人事業税

平成20年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」が創設されました。

平成28年度税制改正で地方法人特別税は廃止され、法人事業税に復元されることとされましたが、平成31年度税制改正により、地方法人課税の税収が大都市部に集中している状況にあることから、都市・地方を通じた安定的な地方税財政基盤を構築するため、法人事業税の一部を分離して「特別法人事業税」が創設されました。

法人の種類	課税標準	税率	
		R2年4月1日からR4年3月31日までに開始する事業年度	R4年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人	所得割の税額	260.0%	
普通法人		37.0%	
特別法人		34.5%	
電気供給業（小売電気、発電事業を除く）・導管ガス供給業・保険業を行う法人	収入割の税額	30.0%	
電気供給業（小売電気、発電事業）を行う法人		40.0%	
特定ガス供給業を行う法人		30.0%	62.5%

- 【申告と納税】 法人等が申告と同時に納税します。
 確定申告……………事業年度終了の日から2月以内
 (一定の理由により申告納付期限は、)
 延長される場合があります。
 中間（予定）申告…事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内
- 【その他】 法人の事業税（特別法人事業税は除く。）のうち、 $\frac{7.7}{100}$ が市町に交付されます。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

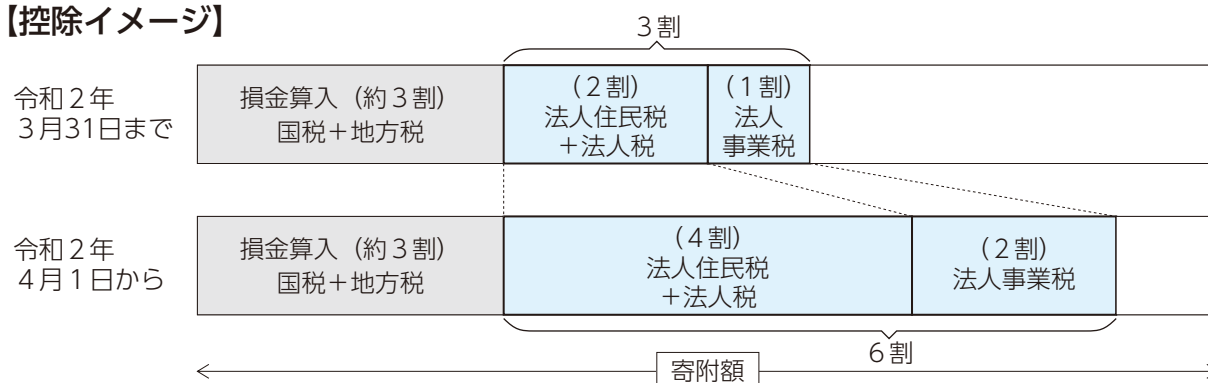
地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、損金算入措置（寄附額の約3割）に加え、法人事業税・住民税及び法人税から税額控除を行う制度です。

令和2年度税制改正により、負担軽減割合が寄附額の約6割から約9割に拡充されました。

【要件】

青色申告書を提出する法人が、地域再生法の改正法の施行の日（平成28年4月20日）から令和7年3月31日までの間に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合（寄附下限額：10万円）

【控除イメージ】



【留意事項】

- 主たる事務所が立地する地方公共団体に対する寄附は対象となりません。
- 2以上の都道府県又は2以上の市町村に事務所を有する法人は、以下のとおり各都道府県又は各市町村ごとの控除税額を按分します。
 - 法人事業税：課税標準の分割基準をもとに按分
 - 法人住民税：従業者数をもとに按分

個人の事業税

【納める人】 県内に事務所、事業所を設けて事業を行う個人です。

【納める額】

区 分	事 業 の 種 類	税 率
第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、請負業、飲食店業、その他一般の営業	$\frac{5}{100}$
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	$\frac{4}{100}$
第三種事業	医業、弁護士業、コンサルタント業、理容業、美容業、その他の自由業	$\frac{5}{100}$
	あんま・はり・きゅう等の業、装蹄師業	$\frac{3}{100}$

$$(\text{事業による所得金額} - \text{控除額}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

事業による所得金額とは、事業による収入金額から必要経費（事業専従者控除などを含む。）を差し引いたものです。

（ただし、所得税で青色申告をした方の青色申告特別控除額は差し引くことができません。）

【控 除】

- 事業主控除…290万円（事業月数が1年に満たないときは、月割になります。）
- 損失の繰越控除（所得税の青色申告者に限ります。）
- 被災事業用資産の損失の繰越控除
- 事業用資産の譲渡損失の控除・繰越控除（繰越控除については、所得税の青色申告者に限ります。）

【申告と納税】

- 申告は3月15日までです。（年の途中で事業を廃止したときは、廃止の日から1月（死亡による廃止の場合は4月）以内に申告することになります。）
- 所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。
- 通常、8月と11月の2回に分けて、納税通知書（納付書）により納めます。個人の事業税の納税には便利な口座振替制度をご利用ください。

地方消費税

県税のあらまし

この税金は、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引取りに対してかかるものです。

この税収（清算後）の2分の1は、市町村に交付されており、都道府県と市町村の貴重な財源として身近な行政に活かされています。

【納める人】

取引区分	納税義務者（国の消費税と同じ）
国内取引	商品の販売・サービスの提供を行う事業者
輸入取引	輸入物品を保税地域から引き取る者

【納める額】 国に納める消費税の $\frac{22}{78}$ （消費税率換算で標準税率では2.2%、軽減税率では1.76%）で、国の消費税と合わせた負担率は標準税率では10%、軽減税率では8%となります。

【申告と納税】

取引区分	申告納付の方法等
国内取引	当分の間、消費税と併せて、税務署に申告納付します。
輸入取引	消費税と併せて、税関に申告納付します。

【都道府県間の清算】 地方消費税は、各都道府県間の消費に関連する指標により、全国の税が各都道府県間で清算されます。つまり、県内消費の動向がこの税の本県収入額を左右します。

【消費税率（国・地方）の引上げについて】

社会保障の安定財源の確保等を図るため、消費税及び地方消費税の税率について、次のとおり引上げられました。なお、引上げ分の税収は、社会保障施策に要する経費に充てられます。

適用開始日 区分	平成9年4月1日	平成26年4月1日	令和元年10月1日	
地方消費税率	1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	標準税率	軽減税率
			2.2%	1.76%
			(消費税額の22/78)	
消費税率	4%	6.3%	7.8%	6.24%
合計	5%	8%	10%	8%

※軽減税率の対象：「酒類・外食を除く飲食料品」および「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」

【インボイス制度について】

令和5年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されました。これにより、原則として消費税の仕入税額控除のためには適格請求書（インボイス）の保存が必要になりました。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみがインボイスを交付することができます。

※適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えるものです。

○詳しくは山口県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/5/176271.html>



お買い物は県内で！

山口県内で買い物をすれば、山口県の地方消費税が増え
私たちの身近な行政に活かされます



お買い物は県内のお店で！

- 買い物をして支払われた地方消費税は、各都道府県ごとの小売年間販売額などの「消費に関する指標」により都道府県間で清算されます。
- つまり、県内のお店で買い物をすれば、その分山口県に入る地方消費税が増える仕組みとなっています。

地方消費税は「ふるさと貢献税」です！

- 都道府県の収入となった地方消費税の半分は、それぞれの都道府県の市町村に交付されます。
- 山口県の地方消費税が増えれば、山口県や県内の市町の身近な行政に活かされ、よりよい地域づくりを進めることができます。

さあ、出かけましょう！身近な商店街へ

- 他の都道府県で買い物をした場合は、他の都道府県の収入として清算されてしまいます。
- さあ、身近な商店街を回ってみましょう。
身近な商店街には、もっといい物があるかも。新たな出会いも待ってるよ。

不動産取得税

県税のあらまし

この税金は、不動産（土地・家屋）の取得に対してかかるものです。

【納める人】 土地や家屋を売買、贈与、交換、建築（新築、増築、改築）などにより取得した人です。

【納める額】 不動産の価格×税率＝税額

【税率】

取得日	土地の取得	住宅の取得	住宅以外の家屋の取得
平成15年3月31日まで	4%	3%	4%
平成15年4月1日から 平成18年3月31日まで	3%	3%	3%
平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	3%	3%	3.5%
平成20年4月1日から 令和9年3月31日まで	3%	3%	4%

・宅地及び宅地比準土地については、令和9年3月31日までの間に取得された場合に限り、価格（課税標準）が1/2となります。

【不動産の価格とは】 原則として、土地、家屋のうち、取得したときすでに市町の固定資産課税台帳に登録されているものは、その価格によります。ただし、新築や増改築又は埋立のように新たに不動産を取得した場合は、県で調査して不動産の価格を決めます。なお、不動産の買入価格や建築工事費などの金額には関係ありません。

【免税】 不動産取得税の課税標準となるべき額が次の金額に満たないときは、税金はかかりません。

土 地		10万円
家屋	新築・増改築	23万円
	売買・贈与・交換など	12万円

【申告と納税】

- 不動産を取得した日から60日以内にその不動産の所在地を所管する県税事務所に申告しなければなりません。
- ただし、取得した不動産の登記を行った場合は、申告書（家屋用・土地用）の提出は不要です。
- 納税通知書に記載されている納期限までに納めます。

◆住宅や住宅用土地の特例

一定の要件に該当する住宅やその土地を取得した場合は、申請（申告）すれば次のように税金が軽減されます。

【住 宅 控 除】

区 分	控 除 額										
住宅の建築（新築・増築・改築）又は新築未使用住宅の購入	1戸につき1,200万円を価格から控除										
中古住宅の取得 （個人が自己の居住の用に供するものに限ります。）	新築日より1戸につき次の額を価格から控除 <table> <tr> <td>昭和51.1.1～昭和56.6.30</td><td>350万円</td></tr> <tr> <td>昭和56.7.1～昭和60.6.30</td><td>420万円</td></tr> <tr> <td>昭和60.7.1～平成元.3.31</td><td>450万円</td></tr> <tr> <td>平成元.4.1～平成9.3.31</td><td>1,000万円</td></tr> <tr> <td>平成9.4.1～</td><td>1,200万円</td></tr> </table> ※ 昭和50.12.31以前に新築された住宅の控除額は、 県税事務所にお問い合わせください。	昭和51.1.1～昭和56.6.30	350万円	昭和56.7.1～昭和60.6.30	420万円	昭和60.7.1～平成元.3.31	450万円	平成元.4.1～平成9.3.31	1,000万円	平成9.4.1～	1,200万円
昭和51.1.1～昭和56.6.30	350万円										
昭和56.7.1～昭和60.6.30	420万円										
昭和60.7.1～平成元.3.31	450万円										
平成元.4.1～平成9.3.31	1,000万円										
平成9.4.1～	1,200万円										

【住宅用土地の減額】

区 分	減 額 さ れ る 額
ア 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に住宅が新築された場合（土地の取得者が住宅の新築までその土地を引き続き所有している場合、又は土地の取得者からその土地を取得した人が住宅を新築した場合に限る。）	次のa又はbのいずれか高い額 a 45,000円 b $\frac{\text{課税標準となるべき価格}}{\text{土地の面積}} \times (\text{住宅の床面積} \times 2) \times \frac{3}{100}$ ※ 宅地等の場合の課税標準となるべき価格は、課税標準の特例措置適用後の額となります。 ※ (住宅の床面積×2)は1戸につき200㎡を限度とします。
イ 土地を取得した人が、土地を取得した日から前1年以内に、その土地の上に住宅を新築していた場合	
ウ 土地付き建売住宅（未使用のものに限る。）を、新築された日から1年以内に取得した場合	
エ 土地を取得した人が、土地を取得した日から1年以内又は前1年以内に、その土地の上にある自己の居住の用に供する建売住宅（ウに該当するものを除く。）を取得した場合	
オ 土地を取得した人が、土地を取得した日から1年以内又は前1年以内に、その土地の上にある自己の居住の用に供する中古住宅を取得した場合	

（注）上記の住宅控除と住宅用土地の減額の特例を受けることができるのは、次の要件を満たす住宅を取得した場合です。

区 分	新 築 住 宅	中古住宅（個人が自己の居住の用に供するものに限ります。）
住宅の床面積	1戸の床面積が50㎡以上240㎡以下のもの。 ただし、戸建以外の賃貸住宅は、1区画の床面積が40㎡以上240㎡以下のもの	1戸の床面積が50㎡以上240㎡以下のもの
新築日	—	次のいずれかに該当すること ① 昭和57年1月1日以後に新築された住宅であること ② 昭和56年12月31日以前に新築され、新耐震基準に適合していることが証明された住宅又は既存住宅売買瑕疵保険に加入していることが証明された住宅 ※ ②の要件を満たさない住宅においても、その住宅を平成26年4月以降に取得した場合で、取得後に新耐震基準に適合するよう改修を行ったうえで取得後6ヵ月以内に入居するなどの要件を満たすことで、減額を受けられる制度があります。詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

●長期優良住宅に係る優遇措置について

令和8年3月31日までに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁（県又は市）の認定を受けた新築の住宅を取得した場合には、上の住宅控除（1,200万円）に代えて、1戸につき1,300万円まで価格から控除されます。

県たばこ税

県税のあらまし

この税金は、たばこの代金の中に含まれており、たばこの消費者が負担するものです。

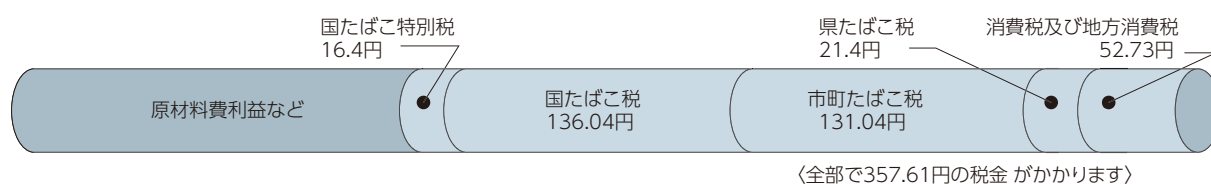
【納 め る 人】 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、小売販売業者に売り渡すときに納めます。

【納 め る 額】 製造たばこ1,000本につき1,070円

【申告と納税】 卸売販売業者等が、毎月分を翌月末日までに申告し、納税します。

【そ の 他】 国及び市町にも同じように一定の金額がたばこ税として納められます。

■定価580円（20本入り）の紙巻たばこ1箱当たりの税金（令和5年4月現在）



この税金は、ゴルフ場の利用に対してかかるものです。この税金の70%は、ゴルフ場所在の市町に交付されます。

【納 め る 人】 ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。

【納 め る 額】 ゴルフ場の等級により定められた額です。

1 級	1 人につき日額	1,200円
2 級	//	1,100円
3 級	//	950円
4 級	//	800円
5 級	//	650円
6 級	//	500円
7 級	//	400円



【申告と納税】 経営者が、毎月分を翌月の15日までに申告し、納税します。

【非課税措置】 次の人は、ゴルフ場利用税が課されません。ただし、該当する旨の証明がある場合に限りです。

- ①年齢18歳未満の人
- ②年齢70歳以上の人
- ③障害者
- ④国民スポーツ大会のゴルフ競技又は公式の練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ競技に参加する選手
- ⑤学校の一定の教育活動としてゴルフを行う場合の当該学校の学生等又は学生等を引率する教員
- ⑥国際競技大会（閣議決定又は了解されたものに限る。）のゴルフ競技又は公式の練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ競技に参加する選手

【軽減措置】 県から軽減税率の適用を行うゴルフ場として指定を受けたゴルフ場については、次の人の利用に係るゴルフ場利用税が1／2に軽減されます。

- ①指定競技会の競技又は公式の練習として利用する人
- ②年齢65歳以上70歳未満の人
- ③早朝利用等その利用時間について制約のあるゴルフ場の利用をする人

軽油引取税

県税のあらまし

この税金は、軽油を使用される方は道路などの行政サービスを受けることから、その経費の一部を負担していただくという考え方により設けられているものです。

【納 め る 人】 軽油を購入した人が特約業者又は元売業者を通じて納めます。
(この税金は、軽油代金に含まれていますので、軽油の消費者が負担することになります。)

【納 め る 額】 軽油1キロリットルにつき32,100 円

※トリガー条項について

軽油引取税は、当分の間、税率を32,100円/kl（本則税率15,000円/kl）とする特例措置がとられていますが、「トリガー条項」は、ガソリン価格の高騰時において、特例措置の適用（本則部分を上回る部分の課税）が停止されるというものです（揮発油税も同様）。

なお、「トリガー条項」は平成23年に発生した東日本大震災の復旧・復興のために、平成23年4月27日から、その適用が停止されています。

【免 税】 農耕用、漁業用など道路の使用と直接関係のないものに使われる軽油で一定の要件に該当するものについては、次の手続きをすれば免税となります。

①あらかじめ県税事務所に申請して免税軽油使用者証の交付を受けます。

※なお、申請の際には1件あたり500円の手数料（山口県収入証紙による徴収（県の電子申請の場合はオンライン決済））がかかります。

②その使用者証を示して必要な数量だけ免税証の交付を受けます。

③免税証に記載されている販売業者から免税証と引き換えに、免税軽油を引き取ります。

④免税証により免税軽油を引き取った事実やその数量などを記載した報告書を県税事務所に提出します。

※なお、この制度は、令和9年3月31日までの時限措置とされています。

ただし、マリンレジャー等に使われる自家用船舶（いわゆる「プレジャーボート」）については、令和7年3月31日までの時限措置とされています。

【申告と納税】 特約業者・元売業者が、毎月分を翌月末日までに申告し、納税します。

— ご存じですか？ —

“次のような場合にも
軽油引取税がかかります”

“また、事前に山口県税事務所において
承認を受けることが必要です”

- ①軽油に灯油・A重油・植物油等を混ぜて自動車燃料として消費（販売）する場合
- ②灯油やA重油を自動車燃料として消費（販売）する場合
- ③その他、製造した軽油を消費（販売）する場合
詳しくは、山口県税事務所軽油引取税課又は県庁税務課へおたずねください。

不正軽油についての情報をお寄せください

県では、不正軽油の製造や販売、使用を一掃し脱税を未然に防止するため、不正軽油110番（フリーダイヤルなど）を設置し、皆様からの情報を24時間お受けしています。

※不正軽油とは

脱税を目的として灯油や重油を原料に、不正に製造した軽油をいいます。

不正軽油110番

- ◆フリーダイヤル……TEL : 0120 (797) 241
- ◆ファックス……………083 (925) 3123
- ◆eメールアドレス
a10705@pref.yamaguchi.lg.jp

自動車税(環境性能割・種別割)

県税のあらまし

この税金は、自動車の取得に対して、環境性能に応じてかかる環境性能割と、自動車の所有に対してかかる種別割があります。

※ 自動車取得税は令和元年9月30日をもって廃止され、令和元年10月1日から自動車税環境性能割が創設されました。

また、自動車税は令和元年10月1日から自動車税種別割に名称が変更されました。

自動車税(環境性能割)

【納める人】 自動車(軽自動車を除く)を取得した人です。新車、中古車は問いません。
ただし、割賦販売などにより購入した場合で、所有権がまだ売主にある場合は、買主である使用者の方です。

【納める額】 自動車の通常の取得価額(=課税標準)×税率=税額
(税率)

税率	燃費基準値達成度等
非課税	電気自動車等※、R12年度燃費基準85%達成
1%	R12年度燃費基準80%達成
2%	R12年度燃費基準70%達成
3%	上記以外又はR2年度燃費基準未達成の登録車

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリット車

燃費基準値達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階が基本となります。

また、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、一定の燃費基準等を満たすクリーンディーゼル乗用車を取得した場合、非課税となります。

※詳しいことは、山口県税事務所自動車税課又は県庁税務課へおたずねください。

【免税】 取得したときの価額が50万円以下のとき

【減免】 身体等に障害のある方が取得・使用する自動車や構造上、専ら障害のある方の利用に供するためのものと認められる自動車については、一定の要件に該当すればこの税金が減免されます。なお、減免の手続きは、自動車税環境性能割を納付する際に行う必要があります。
(減免の要件、手続きなど詳しいことは、県税事務所へおたずねください。)

【申告と納税】 自動車を取得した人が、運輸支局に新規登録などの申請の際、山口県税事務所自動車税課に申告し、納めます。

【交付金】 この税金の40.85%は市町に交付されます。

自動車税（種別割）

【納める人】 県内に主たる定置場のある自動車の所有者です。
ただし、割賦販売などにより購入した場合で、所有権がまだ売主にある場合は、買主である使用者の方です。

【納める額】 主なものは次のとおりです。

区 分		自家用(※)	営業用
乗 用 車	総排気量が1リットル以下のもの	25,000円	7,500円
	// 1リットルを超え1.5リットル以下のもの	30,500円	8,500円
	// 1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,000円	9,500円
	// 2リットルを超え2.5リットル以下のもの	43,500円	13,800円
	// 2.5リットルを超え3リットル以下のもの	50,000円	15,700円
	// 3リットルを超え3.5リットル以下のもの	57,000円	17,900円
	// 3.5リットルを超え4リットル以下のもの	65,500円	20,500円
	// 4リットルを超え4.5リットル以下のもの	75,500円	23,600円
	// 4.5リットルを超え6リットル以下のもの	87,000円	27,200円
	// 6リットルを超えるもの	110,000円	40,700円
ラ イ ト バ ン 下	総排気量が1リットル以下のもの	13,200円	10,200円
	// 1リットルを超え1.5リットル以下のもの	14,300円	11,200円
	// 1.5リットルを超えるもの	16,000円	12,800円
ト ラ ッ ク	最大積載量が1トン以下のもの	8,000円	6,500円
	// 1トンを超え2トン以下のもの	11,500円	9,000円
	// 2トンを超え3トン以下のもの	16,000円	12,000円
	// 3トンを超え4トン以下のもの	20,500円	15,000円
	// 4トンを超え5トン以下のもの	25,500円	18,500円

※ただし、自家用乗用車においては令和元年10月1日以後に初回新車新規登録されたものに限りま。す。(令和元年10月1日より前に登録されたものについては従前の自動車税の税率となります。)

【減 免】 身体や精神に障害のある人が所有・使用する自動車、構造上、専ら障害のある方の利用に供するためのものと認められる自動車、社会福祉法人などの所有する自動車については、一定の要件に該当すればこの税金が減免されます。
(減免の要件、手続きなど詳しいことは、県税事務所へおたずねください。)

【申告と納税】 ●賦課期日（4月1日）現在の所有者が、県税事務所から送付される納税通知書により、5月末日までに納めます。
●賦課期日以降に、運輸支局で自動車を新規登録したときは、登録と同時に山口県税事務所自動車税課に申告し、新規登録した翌月から月割計算した税額を納めます。
●賦課期日以降に、運輸支局で自動車を抹消登録したときは、抹消登録した月まで月割計算した税額を納めます。

令和6年度の自動車税種別割のグリーン化について

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重く（重課）する特例措置（いわゆる「自動車税種別割のグリーン化」）について、令和6年度の自動車税種別割においては、以下のとおり適用となります。

1 軽減対象自動車（環境負荷の小さい自動車）

概 要

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に新車新規登録された以下の自動車について、翌年度1年間に限り、次の軽減率により自動車税種別割が減額されます。

軽 減 対 象 自 動 車	軽 減 率
電気自動車（燃料電池自動車を含みます。） 天然ガス自動車 ^{※1} プラグインハイブリッド自動車	標準税率より 概ね 75%
2030年度基準90%達成乗用車（営業用自動車に限る） ^{※2※3}	
2030年度基準70%達成乗用車（営業用自動車に限る） ^{※2※3}	標準税率より 概ね 50%

※1 平成30年規制適合又はポスト新長期規制からNOx10%低減

※2 クリーンディーゼル車については排ガス要件平成30年規制適合又はポスト新長期規制適合に限る。

※3 ガソリン車・LPGガス車については平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

2 重課対象自動車（環境負荷の大きい自動車）

新車新規登録から一定年数（ガソリン車・LPG車は13年、ディーゼル車は11年）を経過した次の自動車について、その翌年度から、次の重課率により自動車税種別割が増額されます。

対象年度	対象自動車			重課率
令和6年度に重課される自動車	ガソリン車 LPG車	平成23年3月31日までに 新車新規登録された自動車	バス、トラック、 特 殊 用 途 車 (キャンピング 車以外)	標準税率 より概ね 10%
	ディーゼル車	平成25年3月31日までに 新車新規登録された自動車		
	ガソリン車 LPG車	平成23年3月31日までに 新車新規登録された自動車	乗用車、キャン ピング車、三輪 の小型自動車	標準税率 より概ね 15%
	ディーゼル車	平成25年3月31日までに 新車新規登録された自動車		

- ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車、電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車は重課対象外です。
- 重課期間については、重課対象自動車が、重課の課税対象となくなるまでの期間となります。

詳しくは、最寄りの県税事務所へおたずねください。
また、税額の詳細については、税務課のホームページ（裏表紙参照）でもご覧になれます。

納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）について

自動車の継続検査（いわゆる車検）及び構造等変更検査において必要な自動車税種別割の納税証明については、運輸支局で電子的に納税確認ができるため、原則、運輸支局に納税証明書を提示しなくても、車検を更新することができます。

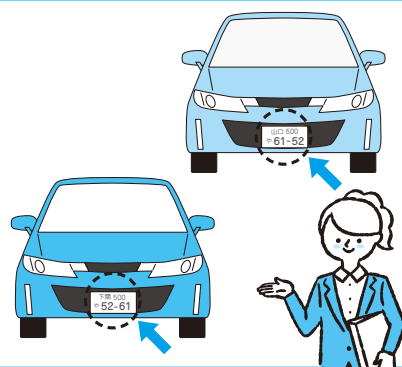
【注意点】

- ・金融機関などで納付した場合、運輸支局で確認できるまで最大3週間程度の時間がかかります。納付後すぐに車検の更新を行う場合には、山口県が発行した納税証明書が必要となります。
- ・自動車の売買や引越によって他都道府県ナンバーに変更された後、次年度分の自動車税種別割の納期限までの間に車検を受ける場合で、運輸支局で電子的に納税確認できない場合は、転出前の都道府県が発行した納税証明書が必要となります。
- ・山口県以外のナンバーの取り扱いについては、該当の都道府県にお問い合わせください。
- ・納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税種別割の未納（延滞金及び旧自動車税を含む。）がない場合に限りです。

MEMO

車は山口ナンバー、下関ナンバーで

- ① 自動車は、通常、住所地で登録することになっています。
- ② 山口県内にお住まいの方で、他県ナンバーの自動車をお持ちの方は、運輸支局で山口ナンバー（下関市にお住まいの方は下関ナンバー）へ変更登録をしてください。



自動車税種別割 Q&A

自動車が増えるにつれて、自動車税種別割をめぐるトラブルが多く発生しています。次のような事例に注意して、快適なドライブをしましょう。

Q 住所が変わって、住民票は移したのに納税通知書が届きませんが、どうしてでしょうか。

A 自動車税種別割の納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送っています。住所が変わったときには、必ず運輸支局で変更登録の手続きをしましょう。

Q 車検切れで使用していない自動車にも自動車税種別割が課税されるのでしょうか。

A 車検切れの自動車であっても、自動車としての機能を失っていない限り自動車税種別割が課税されます。壊れて動かなくなったり、使用しなくなった車は運輸支局で抹消登録の手続きをしましょう。抹消登録の手続きをすれば、翌月からの税金は還付されます。

Q 下取りに出した自動車の納税通知書が届いたのですが、どうしてでしょうか。

A 自動車税種別割は4月1日現在の登録名義人である所有者に課税されますので、移転の登録や抹消の登録が行われていないと、もとの所有者に課税されます。自動車を下取りに出したり、他人に譲ったときには、必ず運輸支局で移転登録又は抹消登録の手続きをしましょう。

●自動車税種別割についてのおたずねは、最寄りの県税事務所へ

鉱区税

【納める人】 県内に鉱区を持っている鉱業権者です。

【納める額】

鉱区の種類		税率
砂鉱を目的としない 鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに……年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに……年400円
砂鉱を目的とする 鉱区	河床	延長1,000メートルごとに年600円
	その他のもの	面積100アールごとに……年200円

※石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区の税率は、「砂鉱を目的としない鉱区」の3分の2です。

【申告と納税】

- 申告は鉱業権の取得、消滅又は変更の日から7日以内です。
- 毎年4月1日現在の鉱業権者が、県から送付される納税通知書により5月末日までに納めます。
(年途中で鉱業権を取得したときは県が指定した日までに納めます。)

狩猟税

【納める人】 狩猟者の登録を受ける人です。

【納める額】

区分		狩猟税
第一種銃猟免許(猟銃)に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	16,500円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	11,000円
網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	5,500円
第二種銃猟免許(空気銃)に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500円

【特例措置】

平成27年度税制改正により、有害鳥獣捕獲従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の特例措置が設けられ、令和6年度税制改正により適用期間が令和11年3月31日まで延長されました。

- ① 対象鳥獣捕獲員…課税免除
- ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者…課税免除
- ③ 狩猟者の登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の目的で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者
…通常の税率の2分の1

【納税】 狩猟者の登録を受ける際に納めます。

産業廃棄物税

県税のあらまし

この税金は、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量などに関する費用にあてられる目的税として設けられているものです。

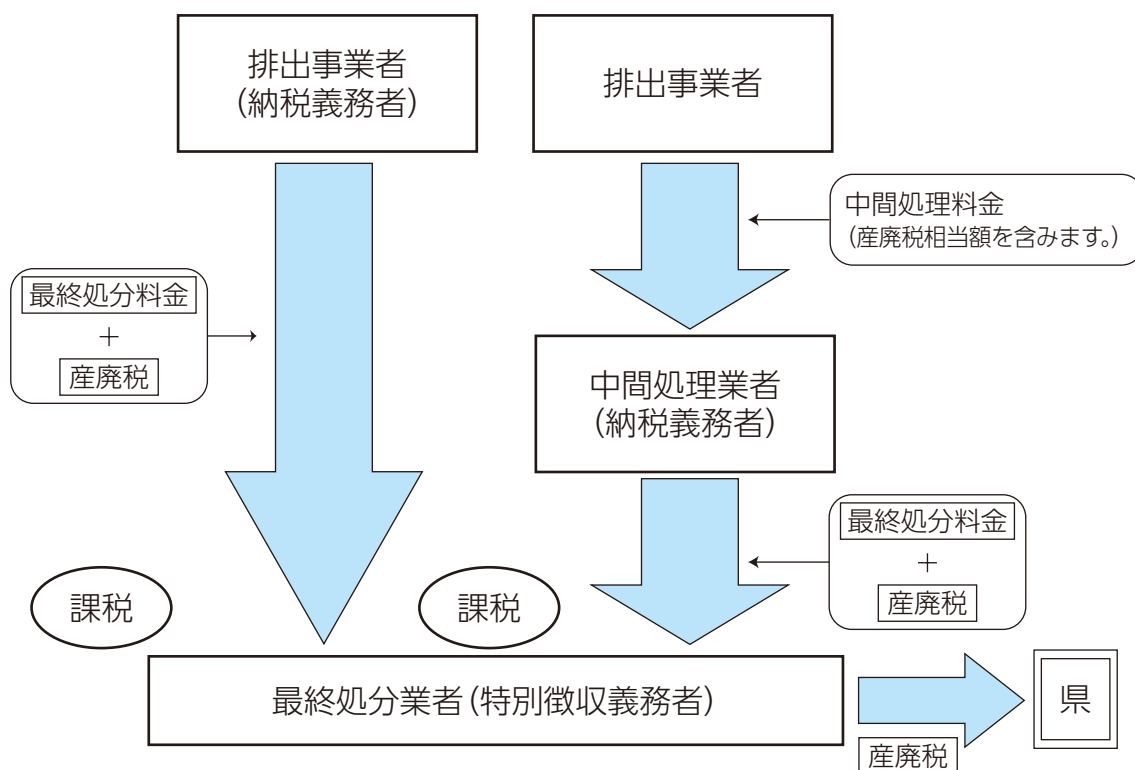
【納 め る 人】 産業廃棄物を県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者が、最終処分業者を通じて納めます。

【納 め る 額】 産業廃棄物 1 トンにつき1,000円

【申告と納税】 最終処分業者が、毎月分を翌月末日までに申告し、納税します。

【課 税 免 除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが所有する最終処分場に搬入する場合は、課税されません。

産業廃棄物税は山口県独自の地方税です。



延滞金

税金を納期限までに納めないときにかかります。

延滞金＝納付すべき金額(千円未満切捨)×以下の割合÷365(日)×納付までの日数

(納付までの日数は、納期限の翌日以降からの日数です。
うるう年においても365(日)で除して計算します。
百円未満は切捨てます。計算の結果、1,000円未満となった場合は延滞金はありません。)

【令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金】

- 納期限の翌日から1ヵ月を経過する日まで
延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(上限年7.3%)
- その後納税の日まで
延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(上限年14.6%)

延滞金特例基準割合

＝各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合+1%

(法人の県民税・法人の事業税の確定申告書の提出期限が延長の適用を受けた期間内の延滞金の割合は、財務大臣告示する割合+0.5%となります。)

【平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞金】

- 納期限の翌日から1ヵ月を経過する日まで
特例基準割合に年1%を加算した割合(上限年7.3%)
- その後納税の日まで
特例基準割合に年7.3%を加算した割合(上限年14.6%)

特例基準割合＝各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示した割合+1%

(法人の県民税・法人の事業税の確定申告書の提出期限が延長の適用を受けた期間内の延滞金の割合は、上記特例基準割合となります。)

延滞金・加算金

県税のあらまし

加算金

利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、株式等譲渡所得に係る県民税、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税環境性能割、産業廃棄物税について、次の加算金がかかる場合があります。

	内 容	割 合
過少申告加算金	期限内に申告した場合で、その申告額が実際よりも少額なため、後日増額の申告をしたり、又は増額の更正を受けた場合	増差税額×10% $\left(\begin{array}{l} \text{増差税額のうち、期限内申告} \\ \text{税額と50万円とのいずれか} \\ \text{多い金額を超える部分は15\%} \end{array} \right)$
不申告加算金	期限後申告・決定があった場合、期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	納める税額×15%※1,※2 $\left(\begin{array}{l} \text{納める税額のうち50万円を超} \\ \text{える部分は20\%、令和6年1} \\ \text{月1日以後に申告書の提出期} \\ \text{限が到来するものについては、} \\ \text{300万円を超える部分は30\%} \end{array} \right)$
	県の調査による更正・決定があることを予知しないで期限後に申告をした場合	納める税額×5%
	期限内に申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合で、かつ提出期限から1か月を経過する日までに提出があった場合	不適用
重加算金	二重帳簿などによって故意に税を免れようとした場合	
	期限内に申告をしている場合※3	増差税額×35%※1
	申告をしなかった場合又は期限後に申告した場合※3	納める税額×40%※1,※2

※1 平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、過去5年以内に不申告加算金又は重加算金を賦課され、その税目について再び不申告加算金又は重加算金を課される場合は、その割合に10%の加重措置がなされます。

※2 令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、前年度及び前々年度に不申告加算金等を徴収されたことがある又は決定すべきと認められるときに、その税目について不申告加算金又は重加算金を課される場合は、その割合に10%の加重措置がなされます。

※3 令和7年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものを対象に、申告をした場合に加えて更正請求書を提出した場合が追加されます。

令和6年度地方税制改正の概要

県税のあらまし

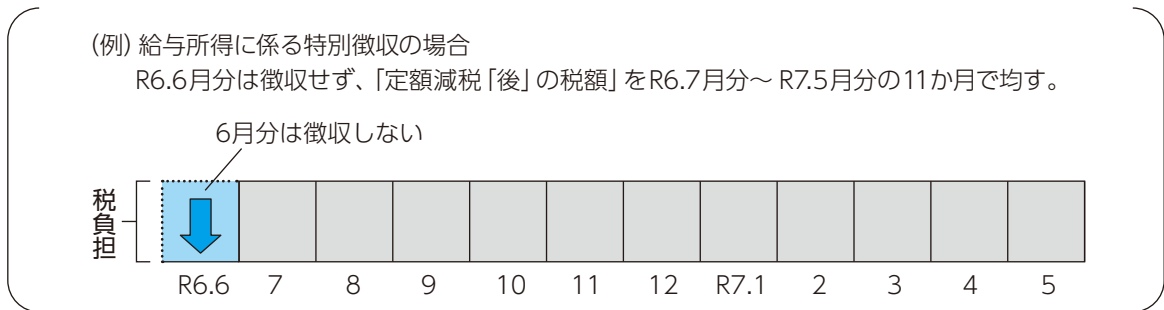
令和6年度地方税制改正のうち、県税関係の主な改正点は以下のとおりです。

1 定額減税 [令和6年4月1日施行]

- 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施。

※ 納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。
※ 定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費で補填する。

- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。



- ふるさと納税の特例控除上限額（所得割額の2割）等について、定額減税「前」の所得割額とする。

2 外形標準課税

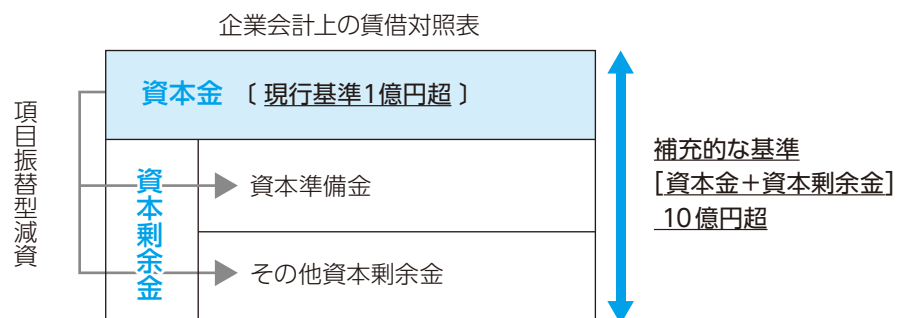
◎ 外形標準課税の適用対象法人の見直し

《減資への対応》[令和7年4月1日施行]

- 外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※ 改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準（資本金1億円超）や《100%子法人等への対応》の基準に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」

※ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置を講ずる。

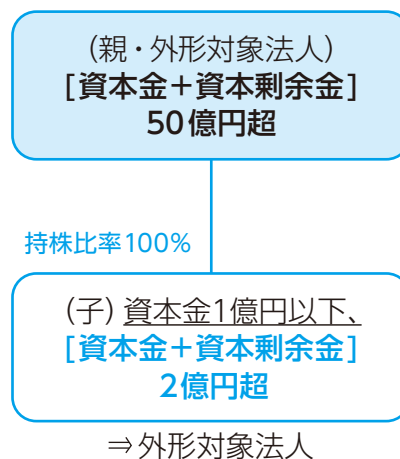


《 100%子法人等への対応 》 [令和8年4月1日施行]

- 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※ 産業競争力強化法に規定する特別事業再編計画に基づくM&Aにより100%子会社となった法人等について、上記にかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置を設ける。

※ 上記改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置を講ずる。



◎ 賃上げ促進税制 [令和6年4月1日施行]

- 法人税における賃上げへの対応に合わせ、継続雇用者の給与総額の対前年度増加率に係る適用要件等を見直した上で、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値額から控除する措置を講ずる。(3年間の時限措置)

3 不動産取得税 [令和6年4月1日施行]

◎ 不動産取得税の特例税率等

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置(4%→3%)を3年延長。
- 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置(2分の1)を3年延長。

4 主な税負担軽減措置等 [原則：令和6年4月1日施行]

- 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業により譲渡を受けた不動産に係る非課税措置を創設。(不動産取得税)
- 軽油引取税の課税免除の特例措置について、マリネレジャー等に使われる自家用船舶(いわゆる「プレジャーボート」)を対象から除外等した上、3年延長。(軽油引取税)

納税の猶予・県税の減免

納税について

税金は納期限までに納めなければなりませんが、次のような場合には、納税の猶予・減免などが認められます。(申請が必要)

納税の猶予

納税を一定期間お待ちする制度です。

次の場合に該当し、一時に納税できないときは、申請により納税の猶予（原則1年以内）が認められる制度です。

- 本人の財産について災害や盗難にあったとき。
- 本人や家族が病気にかかったりけがをされたとき。
- 事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業をしたとき。

※法人事業税（外形標準課税）、不動産取得税、軽油引取税、自動車税環境性能割、産業廃棄物税には、それぞれ独自の徴収猶予制度があります。

換価の猶予

財産の差押えや売却を一定期間お待ちする制度です。

県税を一時に納めることにより事業の継続又は生活の維持を困難とするおそれがあると認められるときは、一定の要件に該当すれば滞納処分による財産の換価が猶予されます。（申請にあたり、財産や収支の状況を確認させていただきます。また分納計画を守ることが条件です。なお、延滞金が一部免除になります。）

減 免

個人の県民税、個人の事業税、不動産取得税、自動車税などを納める人で、災害を受けたなど特別の事情があるときは、申請により税金が減額や免除されることがあります。

災害にあったとき

地震、火災、風水害などの災害によって住宅や家財などに損害を受けた場合には、上記の減免などのほか、所得税、個人の住民税について、「雑損控除」による軽減の制度があります。（10ページをご覧ください。）

不服申立て (審査請求)

県税の課税、徴収の処分について不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。なお、この処分の取消しの訴えは、原則として上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

更正の請求

申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、原則として法定納期限から5年以内に限り減額の更正の請求ができます。

更正の請求ができる県税

法人の県民税・利子等に係る県民税・特定配当等に係る県民税・株式等譲渡所得に係る県民税・法人の事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・自動車税環境性能割・産業廃棄物税

納税の窓口

納税について

納税の窓口

県税の納税は、次の金融機関などで受け付けています。
なお、納税の窓口には、納税通知書などをお持ちください。

令和6年4月1日現在

区 分			名 称
指定金融機関			山口銀行 本店・支店（県内・県外を問いません。）
指定代理金融機関			西京銀行 本店・支店（県内・県外を問いません。） 山口県信用農業協同組合連合会 本所・支所
収納代理金融機関	県内店舗限定	銀行	三井住友銀行・広島銀行・もみじ銀行・伊予銀行・福岡銀行・西日本シティ銀行
		信用金庫	萩山口信用金庫・東山口信用金庫
		その他	信用組合（山口県・朝銀西・広島商銀）・中国労働金庫（柳井代理店を含む。）・山口県農業協同組合・山口県漁業協同組合
	県外店舗可	銀行	みずほ銀行・十八親和銀行（下関支店のみ）・北九州銀行（本店、門司、福岡、八幡、戸畑、若松、三萩野、八幡中央、赤坂門、博多駅東、小倉東、西新、折尾、守恒、八幡南、沼、天神、行橋、大里の各支店の19店舗のみ）
		信用金庫	西中国信用金庫
		郵便局	ゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行の代理業を営む郵便局
県の事務所			山口県の各県税事務所
そ の 他			全国の地方税統一QRコード対応金融機関 （eLマーク  が印刷された納付書に限る）
コンビニエンスストア コンビニ等用バーコードが印刷された納付書に限る			セブン-イレブン、ローソン、ポプラ、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストアー、ミニストップ、セイコーマート、くらしハウス、ハセガワストア、スリーエイト、ハマナスクラブ、タイエー、生活彩家、MMK設置店、ローソンストア100

・Pay-easy（ペイジー）マークの無い納付書は、中国5県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納付することはできません。

●キャッシュレスによる納付

eLマーク  またはペイジーマーク  が印刷されたOCR納付書、eLTAX（地方税共同機構運営）を利用した納付は、以下のキャッシュレス納付ができます。

- ・スマートフォン決済アプリ納付
- ・クレジットカード納付
- ・インターネット（モバイル）バンキング
- ・口座振替（※ダイレクト方式）
- ・ATM（現金自動預払機）

※スマートフォン決済アプリ納付は、OCR納付書に限り納付できます。

※クレジットカード納付には、専用サイトのシステム利用料が必要です。

※その他注意事項があります。詳しくは、山口県ホームページの税務課のページから「キャッシュレス納付」をご確認ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/5/196354.html>

納税 証明書

県の納税証明書（県たばこ税及び鉦区税を除く）の交付申請は、県下の県税事務所で受け付けています。

なお、交付申請をされる時には、次のものをご用意ください。

【一般納税証明書（自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）を除く）】

- ① 証明書を必要とする方（納税義務者等）の個人番号が確認できる書類（マイナンバーカード等）
ただし、代理人が交付申請される場合は、証明書を必要とする方の個人番号が確認できる書類の写し（マイナンバーカードの写し等）
※ 証明請求書に個人番号を記入しないときは不要です。
- ② 窓口に来られた方の身元が確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ③ 代理人が交付申請される場合は、委任状
- ④ 交付手数料（ただし、次に掲げる証明書の交付を請求する場合は無料です。）
 - ア 鉦区税納税証明書
 - イ 風水害等の災害により財産の被害を受けられた場合で、その復旧等に必要資金の借入れ等のために使用する納税証明書（市町長の発行する罹災証明書が必要です。）

【自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）】

- ① 代理人が交付申請される場合は、委任状
- ※ 交付申請書に車台番号（下4けた）の記入があれば不要です。
- ※ 車検時の納税確認の電子化により、運輸支局への納税証明書の提示は省略できます。
- ※ 今年度に引越や売買によって他都道府県ナンバーに変更されたのち、翌年度分の自動車税種別割の納期限までの間に車検を受ける場合で、運輸支局で電子的に納税確認できない場合は、転入前の都道府県が発行した継続検査用の納税証明書（所有者変更の場合は前所有者の納税証明書）が必要となりますのでご注意ください。

【例】 X県から山口県に転入した場合、X県の納税証明書が必要です。
山口県からY県に転出した場合、山口県の納税証明書が必要です。

※交付手数料は不要です。

納める時期

納税について

月	県 税	国 税	市 町 税
4			固定資産税・都市計画税（第1期分） 軽自動車税種別割
5	自動車税種別割 鉾区税		特別土地保有税（保有分）
6			住民税（第1期分）
7		所得税（第1期分）	固定資産税・都市計画税（第2期分）
8	個人の事業税（第1期分）		住民税（第2期分） 特別土地保有税（取得分）
9			
10			住民税（第3期分）
11	個人の事業税（第2期分）	所得税（第2期分）	
12			固定資産税・都市計画税（第3期分）
1	株式等譲渡所得に係る 県民税		住民税（第4期分）
2			固定資産税・都市計画税（第4期分） 特別土地保有税（取得分）
3	個人事業税の申告 （15日まで）	贈与税・所得税確定申 告と納税（15日まで） 個人事業者に係る消費 税確定申告と納税 （31日まで）	住民税の申告（15日まで）

※住民税、固定資産税及び軽自動車税種別割の納期限は、市町によって異なる場合があります。

上記以外に県税には、つぎの納期のものがあります。

法人の県民税・法人の事業税	原則として事業年度終了後2月以内
利子等に係る県民税・軽油引取税など	原則として毎月
不動産取得税	取得のつど定める日
狩猟税	登録のつど
自動車税環境性能割	登録又は届出のつど

国税の窓口・市町税の窓口

税の窓口

税務署とその管轄区域は次のとおりです。

令和6年4月1日現在

税務署名	所在地	郵便番号	電話番号	管轄区域
岩国税務署	岩国市麻里布町七丁目9番37号	740-8611	0827-22-0111	岩国市、玖珂郡
柳井税務署	柳井市柳井3745番1	742-8605	0820-22-0277	柳井市、大島郡
徳山税務署	周南市今宿町二丁目35番地	745-8622	0834-21-1010	下松市、周南市
光税務署	光市虹ヶ浜三丁目10番1号	743-8577	0833-71-0166	光市、熊毛郡
防府税務署	防府市緑町一丁目2番12号	747-8611	0835-22-1400	防府市
山口税務署	山口市中河原町6番16号	753-8509	083-922-1340	山口市
厚狭税務署	山陽小野田市大字鴨庄111番地1	757-0005	0836-72-0180	美祢市、山陽小野田市
宇部税務署	宇部市常盤町一丁目7番1号	755-8625	0836-21-3131	宇部市
下関税務署	下関市竹崎町四丁目6番1号	750-0025	083-222-3441	下関市
長門税務署	長門市東深川964番地1	759-4101	0837-22-2441	長門市
萩税務署	萩市唐樋町3番7号	758-8648	0838-22-0900	萩市、阿武郡

国税庁ホームページ「タックスアンサー」の利用案内

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。是非ご利用ください。

タックスアンサーへのアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

市役所、町役場の所在地は次のとおりです。

令和6年4月1日現在

市町名	所在地	郵便番号	電話番号
下関市	下関市南部町1番1号	750-8521	083-231-1111
宇部市	宇部市常盤町一丁目7番1号	755-8601	0836-31-4111
山口市	山口市亀山町2番1号	753-8650	083-922-4111
萩市	萩市大字江向510番地	758-8555	0838-25-3131
防府市	防府市寿町7番1号	747-8501	0835-23-2111
下松市	下松市大手町三丁目3番3号	744-8585	0833-45-1700
岩国市	岩国市今津町一丁目14番51号	740-8585	0827-29-5000
光市	光市中央六丁目1番1号	743-8501	0833-72-1400
長門市	長門市東深川1339番地2	759-4192	0837-22-2111
柳井市	柳井市南町一丁目10番2号	742-8714	0820-22-2111
美祢市	美祢市大嶺町東分326番地1	759-2292	0837-52-1110
周南市	周南市岐山通一丁目1番地	745-8655	0834-22-8211
山陽小野田市	山陽小野田市日の出一丁目1番1号	756-8601	0836-82-1111
周防大島町	大島郡周防大島町大字小松126番地2	742-2192	0820-74-1000
和木町	玖珂郡和木町和木一丁目1番1号	740-8501	0827-52-2135
上関町	熊毛郡上関町大字長島448番地	742-1402	0820-62-0311
田布施町	熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1	742-1592	0820-52-2111
平生町	熊毛郡平生町大字平生町210番地1	742-1195	0820-56-7111
阿武町	阿武郡阿武町大字奈古2636番地	759-3622	08388-2-3110

県税の窓口（県税事務所）

税の窓口

県税事務所とその管轄区域は次のとおりです。（令和6年4月1日現在）
県税についてお知りになりたいことなど、お気軽におたずねください。

名 称	管轄区域	連 絡 先	
岩国県税事務所	岩国市 和木町	郵便番号	740-8516
		所 在 地	岩国市三笠町一丁目1番1号
		電話番号	0827-29-1500
		FAX 番号	0827-29-1590
		E - m a i l	a10701@pref.yamaguchi.lg.jp
柳井県税事務所	柳井市 周防大島町 上関町 田布施町 平生町	郵便番号	742-0031
		所 在 地	柳井市南町三丁目9番3号
		電話番号	0820-23-2121
		FAX 番号	0820-23-5833
		E - m a i l	a10702@pref.yamaguchi.lg.jp
周南県税事務所	下松市 光市 周南市	郵便番号	745-0004
		所 在 地	周南市毛利町二丁目38番
		電話番号	0834-33-6411
		FAX 番号	0834-33-6512
		E - m a i l	a10703@pref.yamaguchi.lg.jp
山口県税事務所	山口市 防府市	郵便番号	753-0064
		所 在 地	山口市神田町6番10号
		電話番号	083-925-5750
		FAX 番号	083-925-4149
		E - m a i l	a10705@pref.yamaguchi.lg.jp
	◆自動車税課 自動車税（環境性能割及び新規登録時の種別割）に関すること。（減免を含む。） ※その他の自動車税については、各県税事務所が取り扱います。	郵便番号	753-0821
		所 在 地	山口市葵一丁目5番58号
		電話番号	083-922-7691
		FAX 番号	083-922-7695
		E - m a i l	—
宇部県税事務所	宇部市 美祢市 山陽小野田市	郵便番号	755-0033
		所 在 地	宇部市琴芝町一丁目1番50号
		電話番号	0836-21-2118
		FAX 番号	0836-21-2117
		E - m a i l	a10706@pref.yamaguchi.lg.jp
下関県税事務所	下関市	郵便番号	751-0823
		所 在 地	下関市貴船町三丁目2番1号
		電話番号	083-223-7191
		FAX 番号	083-235-5111
		E - m a i l	a10707@pref.yamaguchi.lg.jp
萩県税事務所	萩市 長門市 阿武町	郵便番号	758-0041
		所 在 地	萩市江向河添沖田531番地1
		電話番号	0838-25-3111
		FAX 番号	0838-25-9859
		E - m a i l	a10708@pref.yamaguchi.lg.jp

県税事務所の所在地

税の窓口

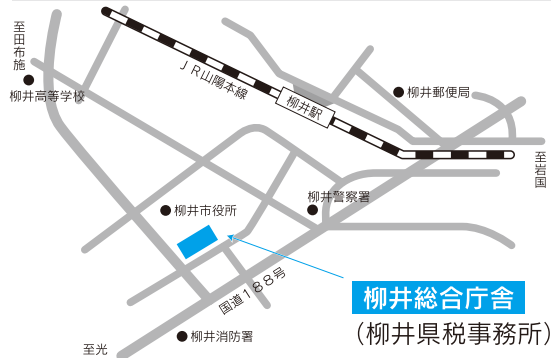
■岩国県税事務所



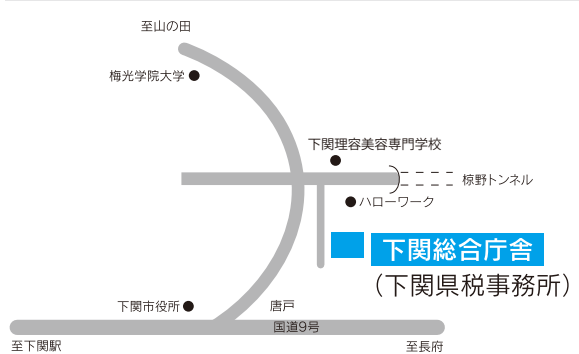
■宇部県税事務所



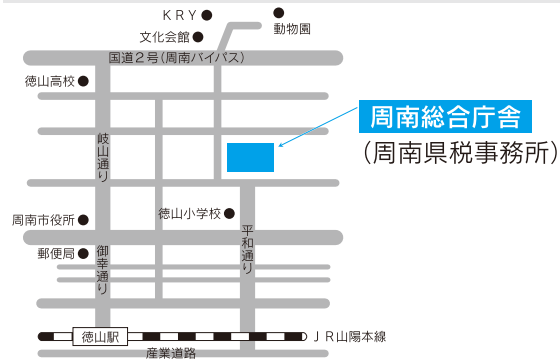
■柳井県税事務所



■下関県税事務所



■周南県税事務所



■萩県税事務所



■山口県税事務所





おいでませ
ふくの国、
HAPPINESS YAMAGUCHI
山口

令和6年度
県税のしおり
山口県総務部税務課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL 083(933)2270 FAX 083(933)2299

E-mail a10700@pref.yamaguchi.lg.jp

税務課ホームページ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/5/>